

本校では、全ての教職員が、「いじめ及びいじめ類似行為はどのこどもにも、どの学校においても起こり得る」という事実を踏まえ、生徒の尊厳を守りながら、いじめのない学校づくりに向かって学校組織を挙げて取り組みます。

いじめ防止等の対策のための組織として、「いじめ対策委員会」を組織し、保護者等、地域、関係機関とも連携しながら、「いじめの起こらない学校づくり」に向け、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応します。

特に、重大事態が発生した場合には、県教育委員会に報告し、連携しながら対処するとともに、所轄の警察署等の関係機関に通報し、援助を求めます。

本基本方針には、「新潟県立新潟向陽高等学校いじめ防止基本方針実践のための行動計画」を設け、教職員はその計画に基づいて基本方針の実践に努めていきます。

1 組織的な対応に向けて

- いじめ対策委員会を組織し、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめ及びいじめ類似行為が疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応します。
- いじめ及びいじめ類似行為を始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を年間計画に位置付け実施し、全ての教職員の共通理解を図るとともに、具体的対応力の向上を図ります。

2 いじめ及びいじめ類似行為の未然防止につながる発達支援的生徒指導

- 生徒ひとり一人に対して、豊かな心を育み、道徳性を身につけさせることを通じて「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない力」を育成し、いじめに発展するかもしれない日常のトラブルの解決が図れるよう、計画的な指導を実践します。
- 生徒ひとり一人が、意欲を持って学校の様々な教育活動に取り組めるよう「集団づくり」や「授業づくり」への取り組みを充実させるなど、いじめ及びいじめ類似行為のない学校づくりに向けた指導の充実を図ります。
- 生徒ひとり一人が多様性を認め、人権侵害をしない人に育つような人権教育や市民性教育を通じた働きかけ、主体的・協働的に取り組む活動等をとおして、「どうせ自分なんて」と思わない自己信頼感を育みます。

3 いじめ及びいじめ類似行為の未然防止教育

- 「いじめの起こらない学校づくり」として、教科・科目の授業、特別活動、人権教育などすべての教育活動において、組織的かつ計画的な指導に努めます。
- 生徒が「困った、助けて」といった援助希求を表出しやすい雰囲気づくりに努めるとともに、生徒ひとり一人に対して、いじめの定義についても正しく理解させるような計画的な指導を実践します。
- 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめ及びいじめ類似行為を助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払います。
- インターネットのもつ利便性と危険性を理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導します。

4 いじめ及びいじめ類似行為の早期発見に向けて

- いじめ及びいじめ類似行為は、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われるということを、教職員ひとり一人が強く認識します。
- 生徒の声に耳を傾け、生徒の行動を注視し、生徒の些細な変化を見逃さないようにします。
- いじめ及びいじめ類似行為の疑いがあることを認識した場合には、決して一部の教職員が抱え込むことなく組織的に対応します。
- 日頃から生徒との信頼関係を深め、生徒がいじめ及びいじめ類似行為を相談しやすい体制を整えます。
- 日頃から保護者等との信頼関係を深め、保護者等との情報共有に努めます。
- 生徒、保護者等、地域からのいじめに関する相談・通報の窓口を明確にします。

5 いじめの早期解決に向けて

- いじめられている生徒を徹底的に守り通します。
- いじめられている生徒や保護者等の立場に立って対応します。
- いじめ及びいじめ類似行為の疑いがあることを認識した場合には、その場でその行為を止めさせたことで安易に解決したと思い込むことなく、組織的かつ継続的に対応します。
- 本人が知れば苦痛を感じる可能性が高い内容であるが現時点ではまだ当該生徒は知らない行為（「いじめ類似行為」も、いじめと同様に扱います。
- いじめ及びいじめ類似行為を行っている生徒については、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに反省させ、二度といじめ及びいじめ類似行為を行うことがないように、学校組織としてしっかり指導します。
- 双方の保護者等に対して、学校組織として説明責任を果たしつつ、学校と保護者等が一致協力していじめの解決に向け取り組めるようにします。
- いじめ及びいじめ類似行為を見ていた生徒に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめ及びいじめ類似行為は絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を育成します。
- いじめ及びいじめ類似行為を認知した生徒が安心して伝えられる学校（環境）づくりに取り組み、伝えた生徒の見守りを行います。
- 解決した後も、いじめ及びいじめ類似行為をした生徒、受けた生徒の双方を継続的に指導・援助し、良好な人間関係の構築に努めます。